

平成 28 年 3 月 22 日

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する意見

全国市長会

会長 森 民夫

標記法律案については、平成 28 年 3 月 14 日、本会に対し、地方自治法第 263 条の 3 第 5 項の規定に基づく通知がなされたところである。

同法律案附則においては、法律の施行後 2 年以内に児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、必要な措置を講じるものとする（附則第 2 条第 3 項）とともに、法律の施行後 5 年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、支援その他必要な措置を講じるものとする（附則第 3 条）とされている。

今後、国は、当該附則に基づいて必要な措置を検討するに当たっては、新たな業務を担うこととなる都市自治体が適切な人材確保と財政負担の増大に対応することができるよう、都市自治体の意見を丁寧聴取し、反映するよう配慮されたい。